

第36回定例会議の開催状況

第1 日時

令和7年12月25日(木)午後1時15分から午後5時00分

第2 場所

公安委員会室

第3 出席者

1 公安委員会

- ・ 津田委員長
- ・ 澤田委員
- ・ 高見澤委員
- ・ 小坂委員
- ・ 水谷委員

2 警察本部

- ・ 本部長
- ・ 総務部長
- ・ 警務部長
- ・ 刑事部長
- ・ 地域部長
- ・ 交通部長
- ・ 警備部長
- ・ 神戸市警察部長兼首席監察官兼第一方面本部長
- ・ 警察学校長
- ・ 情報通信部長
- ・ サイバーセキュリティ・捜査高度化センター長
- ・ 刑事部参事官兼生活安全部参事官
- ・ 警備課次席
- ・ 監察官
- ・ 訟務官
- ・ 公安委員会補佐室長
- ・ 県民広報課管理官
- ・ 運転免許課管理官
- ・ 県民広報課調査官
- ・ 保安課調査官

第4 定例会議の概要

1 兵庫県警察1月中行事予定表について

兵庫県警察1月中行事予定における公安委員会関係行事等について報告があつた。

2 金属くず営業条例を廃止する等の条例の制定（案）について

「盜難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の制定及び古物営業法施行規則の一部改正等に伴い、金属くず営業条例を廃止する等の条例を制定することしたい。」との説明があり、金属くず営業条例を廃止する等の条例の制定を承認した。

3 公安委員会宛て文書等の苦情受理について

令和7年12月15日（月）から同年12月21日（日）までの間における公安委員会宛て文書等の収受について説明があり、2件の苦情受理を決定した。

4 公情報公開請求の非公開決定に対する審査請求の裁決について

「令和7年1月、警察本部長は、審査請求人に情報公開請求の非公開決定を行った。これに対し、同年2月、審査請求人から、開示を求める審査請求がなされた。」との説明があり、情報公開請求の非公開決定に対する審査請求を裁決した。

5 処分不存在に対する審査請求の裁決について

「審査請求人が、令和7年5月及び7月付けで行った苦情申出に対する回答書について、公安委員会として十分な苦情処理が行われたとは認められないことから改めて実態の再確認及び明確な説明を強く求める審査請求がなされた。」との説明があり、処分不存在に対する審査請求を裁決した。

6 情報公開請求の非公開決定に対する審査請求の諮問について

「令和7年6月に決定した情報公開請求の非公開決定について、同年7月、審査請求人から、非公開決定を取り消したうえで、公文書全部の公開を求める審査請求がなされたが、棄却されるべきであることから諮問することしたい。」との説明があり、情報公開請求の非公開決定に対する審査請求の諮問を決定した。

7 苦情の受理及び処理の件数について

「令和7年12月11日（木）から同年12月17日（水）までの間における苦情の受理については、公安委員会宛てが6件、警察宛てが6件であった。」との報告があつた。また、「公安委員会宛ての苦情1件については文書回答することしたい。」との説明があり、決定した。

8 懲戒処分等の状況について(令和7年11月)

令和7年11月における懲戒処分等の状況について報告があった。

委員から、「重大事件の迅速な検挙等の活躍もあったが、県警の非違事業が大きく取り上げられ、県民の不信感が募っている。コンプライアンスを十分に意識し、来年は県民の信頼回復に努めてもらいたい。」との発言があった。

9 内部公益通報の受理及び措置等について

内部公益通報の受理及び措置について報告があった。

10 運転免許の効力停止処分に対する審査請求について

「令和7年8月、公安委員会は、審査請求人に90日間の運転免許の効力停止処分を執行した。これに対し、同月、審査請求人から、本件処分の取消しを求める審査請求がなされた。」と説明があり、運転免許の効力停止処分に対する審査請求を裁決した。

11 勝訴判決の確定について(その1)

「令和2年1月、上告人は加東市内において指定場所一時不停止違反をした。公安委員会は、上告人を一般運転者と認定し、令和6年3月、上告人に一般運転者区分の運転免許証を交付した(以下「本件処分」という。)。これに対し、上告人は、本件処分のうち一般運転者に区分した部分の取消し等を求めていたが、第一審、第二審ともに訴えを退けた。令和7年6月、上告人は、判決を不服として、上告を提起していたが、同年11月、最高裁判所が上告を棄却し、勝訴判決が確定した。」との報告があった。

12 勝訴判決の確定について(その2)

「令和3年7月、申立人は、運転免許証更新処分(赤色信号無視違反に基づく一般運転者区分)の取消しを求める訴訟を提起したところ、大阪高等裁判所は、申立人の主張を一部認め、運転免許証更新処分を取り消す判決を言い渡し、令和5年9月、同判決は最高裁判所で確定した。令和6年5月、申立人は、上記訴訟における警察官の主張等が全て虚偽であったとして、賠償金の支払い等を求める訴訟を提起した。第一審、第二審ともに、申立人の訴えを退けたところ、申立人は、判決を不服として上告受理申立てをした。令和7年12月、最高裁判所は、上告審として受理しない決定をし、勝訴判決が確定した。」との報告があった。

13 店舗型性風俗特殊営業(個室付浴場)に係る行政処分(案)について

240日間の店舗型性風俗特殊営業(個室付浴場)の営業停止1件について説明があり、店舗型性風俗特殊営業(個室付浴場)の行政処分を決定した。

14 令和8年兵庫県警察主要月間等について

令和8年兵庫県警察主要月間等について報告があった。

15 令和7年度兵庫県警察剣道大会の実施結果について

令和7年度兵庫県警察剣道大会の実施日時、実施場所及び実施結果について報告があった。

16 年末年始における雑踏警備の実施について

年末年始における雑踏警備の実施期間、主な対象行事について報告があった。

17 運転免許の行政処分について

運転免許課管理官から、運転免許の行政処分に関する意見の聴取等に関する説明があり、次のとおり運転免許の行政処分を決定した。

- 1 運転免許取消処分に係る「意見の聴取」～24名
- 2 運転免許取消処分に係る「聴聞」～10名
- 3 運転免許事後取消処分に係る「弁明の機会の付与」～1名